

○門真市個人情報保護条例

平成11年12月22日門真市条例第14号

改正

平成12年6月29日門真市条例第22号

平成17年10月24日門真市条例第17号

平成17年12月22日門真市条例第28号

平成19年9月30日門真市条例第20号

平成25年3月28日門真市条例第5号

門真市個人情報保護条例

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 個人情報の取扱い（第6条—第10条）

第3章 保有個人情報の開示等の請求等（第11条—第20条）

第4章 救済手続（第21条・第22条）

第5章 雜則（第23条—第31条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市が保有する個人情報の保護に関し必要な事項を定めるとともに、自己に関する個人情報の開示、訂正等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益の保護を図り、もって市民の基本的人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものをいう。
- (3) 公文書 門真市情報公開条例（平成11年門真市条例第13号）第2条第2号に規定する公文書をいう。
- (4) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

一部改正〔平成17年門真市条例17号〕

（実施機関等の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護の重要性について市民及び事業者（法人（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）その他の団体及び事業を営む個人をいう。以下同じ。）の意識の啓発に努めなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

一部改正〔平成17年門真市条例17号〕

（事業者の責務）

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、その事業の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、相互に個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報を適切に管理し、かつ、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのな

いよう努めなければならない。

第2章 個人情報の取扱い

(個人情報取扱事務の届出等)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は届出に係る個人情報取扱事務を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、市の職員又は職員であった者に関する事務については、適用しない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明らかにし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき。
- (3) 他の実施機関から提供を受けるとき。
- (4) 出版、報道等により公にされているとき。
- (5) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が、別に定める門真市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いたうえで、本人から収集することにより、個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外のものから収集することに相当の理由があると認めるとき。

3 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき又は実施機関が、審議会の意見を聴いたうえで、当該実施機関の権限の範囲内で個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ不可欠なものであると認めるときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教その他の心身に関する基本的な個人情報
- (2) 社会的差別の原因となるおそれがある個人情報

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に保有個人情報を、当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 同一実施機関内で利用し、又は他の実施機関に提供する場合で、保有個人情報を利用し、又は提供することが当該実施機関の所掌事務の遂行に必要かつ不可欠のものであり、かつ、当該利用又は提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が、審議会の意見を聴いたうえで、公益上

の必要その他相当な理由があると認めるとき。

- 2 実施機関は、実施機関以外のものに保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該保有個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。
- 3 実施機関は、実施機関以外のものに対し、通信回線により結合されたコンピュータ（実施機関の保有個人情報を実施機関以外のものが隨時入手し得る状態にするものに限る。）を用いて保有個人情報の提供をしてはならない。ただし、実施機関が、審議会の意見を聴いたうえで、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認める場合は、この限りでない。

一部改正〔平成17年門真市条例17号〕

（適正管理）

- 第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するため、その保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。
- 2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失、損傷及び改ざんの防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 3 実施機関は、保有する必要がなくなった保有個人情報を、確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的価値を有する資料として保存されるものについては、この限りでない。
 - 4 実施機関は、個人情報取扱事務の適正な管理のため及びこの条例がその目的に従って適正に運用されるよう当該実施機関の職員のうちから個人情報保護管理責任者を定めなければならない。

一部改正〔平成17年門真市条例17号〕

（委託に伴う措置等）

- 第10条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託するとき又は公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理を指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたもの又は公の施設の管理を行う指定管理者は、当該委託を受けた事務又は管理の事務を行うに当たって取り扱う個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。
 - 3 前項の委託を受けた事務又は管理の事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

一部改正〔平成17年門真市条例28号〕

第3章 保有個人情報の開示等の請求等

全部改正〔平成17年門真市条例17号〕

（開示請求）

- 第11条 何人も、実施機関に対し、自己に関する保有個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。
 - 3 死者の保有個人情報は、次に掲げる者に限り、開示請求をすることができる。
 - (1) 当該保有個人情報の本人の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は子
 - (2) 前号に掲げる者がない場合にあっては、当該保有個人情報の本人の血族である父母
 - (3) 前2号に掲げる者がない場合にあっては、当該保有個人情報の本人の血族である祖父母、孫又は兄弟姉妹

一部改正〔平成12年門真市条例22号・17年17号〕

（保有個人情報の開示義務）

- 第12条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次に掲げ

る情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（前条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号において同じ。）の生命、身体、健康、財産又は生活を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
- イ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職に関する情報
- ウ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報
- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められるものを除く。
- ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 実施機関からの要請を受けて、開示しないとの約束の下に任意に提供されたもので、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該約束の締結が状況に照らし合理的であると認められるもの
- (4) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査、警備その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- (5) 実施機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、開示することによりその協力関係又は信頼関係を損なうおそれのあるものの
- (6) 実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 実施機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

才 市が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(8) 法令等の規定により明らかに開示することができないとされている情報

全部改正〔平成17年門真市条例17号〕、一部改正〔平成19年門真市条例20号〕

(部分開示)

第13条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれる場合において、その部分を容易に分離できるときは、その部分を除いて当該請求に係る保有個人情報を開示するものとする。

一部改正〔平成17年門真市条例17号〕

(開示請求の方法)

第14条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) その他規則で定める事項

2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

一部改正〔平成17年門真市条例17号〕

(裁量的開示)

第14条の2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

追加〔平成17年門真市条例17号〕

(保有個人情報の存否に関する情報)

第14条の3 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

追加〔平成17年門真市条例17号〕

(開示請求に対する決定等)

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求書を受理した日から15日以内に開示をするかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に同項に規定する決定をすることができない場合においては、30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該延長の理由及び期間を開示請求者に書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項に規定する決定をしたときは、速やかに当該決定の内容を開示請求者に書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、開示しない旨の決定（当該請求に係る保有個人情報の一部を開示しない旨の決定、前条の規定により開示請求を拒否する決定及び当該保有個人情報が不存在であることにより開示請求を拒否する決定を含む。）をしたときは、その理由を前項の規定による通知書に付記しなければならない。この場合において、当該決定に係る開示を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を当該通知書に併記しなければならない。

一部改正〔平成17年門真市条例17号〕

(開示の実施)

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の開示の決定をしたときは、速やかに開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

2 保有個人情報の開示は、公文書の当該保有個人情報に係る部分が文書、図画、写真又はフィルムに記録されている場合については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に

記録されている場合についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行うものとする。

- 3 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報を記録した公文書を直接開示することにより当該公文書が汚損し、若しくは破損するおそれがあるとき又は部分開示をするときその他合理的な理由があるときは、当該公文書を複写したものを見覽に供し、又はその写しを交付することができる。
- 4 保有個人情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行うものとする。
- 5 第14条第2項の規定は、前項の保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

一部改正〔平成17年門真市条例17号・25年5号〕

(訂正請求)

第17条 何人も、自己に関する保有個人情報について事実に関する誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

- 2 実施機関は、訂正請求があった場合は、訂正につき法令等に特別の定めがあるとき、実施機関に訂正の権限がないときその他訂正しないことにつき正当な理由があるときを除き、当該誤りを訂正しなければならない。
- 3 第11条第2項及び第3項、第14条並びに第15条の規定は、訂正請求について準用する。この場合において、第11条第2項及び第3項並びに第14条中「開示」とあるのは「訂正」と、第15条第1項中「開示」とあるのは「訂正」と、「15日」とあるのは「30日」と、同条第2項から第4項までの規定中「開示」とあるのは「訂正」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成17年門真市条例17号〕

(削除請求)

第18条 何人も、自己に関する保有個人情報について第7条の規定に違反して収集され、保有されていると認めるときは、実施機関に対し、その削除の請求（以下「削除請求」という。）をすることができる。

- 2 第11条第2項及び第3項、第14条並びに第15条の規定は、削除請求について準用する。この場合において、第11条第2項及び第3項並びに第14条中「開示」とあるのは「削除」と、第15条第1項中「開示」とあるのは「削除」と、「15日」とあるのは「30日」と、同条第2項から第4項までの規定中「開示」とあるのは「削除」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成17年門真市条例17号〕

(目的外利用等中止請求)

第19条 何人も、自己に関する保有個人情報について第8条第1項の規定によらないで、個人情報取扱事務の目的以外の利用又は提供（以下「目的外利用等」という。）がされようとして、又はされていると認めるときは、実施機関に対し、その目的外利用等の中止の請求（以下「目的外利用等中止請求」という。）をすることができる。

- 2 第11条第2項及び第3項、第14条並びに第15条の規定は、目的外利用等中止請求について準用する。この場合において、第11条第2項及び第3項並びに第14条中「開示」とあるのは「目的外利用等中止」と、第15条第1項中「開示」とあるのは「目的外利用等中止」と、「15日」とあるのは「30日」と、同条第2項及び第3項中「開示」とあるのは「目的外利用等中止」と、同条第4項中「、開示しない」とあるのは「目的外利用等の中止をしない」と、「一部を開示しない」とあるのは「一部について目的外利用等の中止をしない」と、「開示請求」とあるのは「目的外利用等中止請求」と、「開示を」とあるのは「中止を」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成17年門真市条例17号〕

(費用負担)

第20条 保有個人情報の開示請求、訂正請求、削除請求又は目的外利用等中止請求に関する手数料は、無料とする。ただし、保有個人情報を記録した公文書の写しの交付（電磁的記録にあっては、第16条第2項に規定する方法によるものを含む。）を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する実費として規則で定める費用を負担しなければならない。

一部改正〔平成17年門真市条例17号・25年5号〕

第4章 救済手続

(救済手続)

第21条 実施機関は、保有個人情報の開示請求、訂正請求、削除請求又は目的外利用等中止請求に対する決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てを容認するとき又は当該不服申立てが不適法であるとして却下するときを除き、次条に規定する門真市個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

2 実施機関は、前項の諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、当該不服申立てに対する裁決又は決定をするものとする。

一部改正〔平成17年門真市条例17号〕

(門真市個人情報保護審査会)

第22条 実施機関の諮問に応じ、不服申立てについて審査するため、門真市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

3 審査会の委員は、個人情報保護制度について識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

4 審査会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）に対し、不服申立てに係る公文書の提出を求めることができる。この場合において、諮問庁は、当該公文書の提出を拒むことができない。

6 前項に定めるもののほか、審査会は、第1項の審査を行うため必要があると認めるときは、不服申立人、諮問庁の職員その他関係人に対し、出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求め、その他必要な調査をすることができる。

7 審査会の審査は、非公開とする。ただし、答申は、公表するものとする。

8 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第5章 雜則

(運用状況の公表)

第23条 市長は、毎年1回この条例の運用状況について公表するものとする。

(出資法人の責務)

第24条 市が出資する法人は、個人情報の保護に関する市の施策に留意しつつ、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(他の制度との調整)

第25条 この条例は、他の法令等の規定により個人情報を記録した公文書の閲覧若しくは縦覧、写しの交付、記載の訂正又は記録の削除の手続が定められている場合については、適用しない。

2 この条例は、門真市立図書館その他の市の施設において、市民の利用に供することを目的として管理している図書、資料、刊行物等については、適用しない。

(罰則)

第26条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第10条第2項の委託を受けた事務若しくは管理の事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

全部改正〔平成17年門真市条例17号〕、一部改正〔平成17年門真市条例28号〕

第27条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

追加〔平成17年門真市条例17号〕

第28条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

追加 [平成17年門真市条例17号]

第29条 前3条の規定は、門真市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

追加 [平成17年門真市条例17号]

第30条 偽りその他不正の手段により、開示の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、50,000円以下の過料に処する。

追加 [平成17年門真市条例17号]

(委任)

第31条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

一部改正 [平成17年門真市条例17号]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に実施機関が行った個人情報の収集、利用又は提供は、この条例の相当規定により行われたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第6条第1項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするとときは、あらかじめ」とあるのは「で現に行われているものについては、この条例の施行の日以後遅滞なく」とする。

(門真市コンピュータの利用に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

4 門真市コンピュータの利用に係る個人情報の保護に関する条例（昭和60年門真市条例第15号）は、廃止する。

(附属機関に関する条例の一部改正)

5 附属機関に関する条例（昭和33年条例第6号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

6 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成12年6月29日門真市条例第22号）

この条例は、平成12年7月1日から施行する。

附 則（平成17年10月24日門真市条例第17号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第26条の改正規定及び第27条を第31条とし、第26条の次に4条を加える改正規定については、平成17年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年12月22日門真市条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年9月30日門真市条例第20号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日門真市条例第5号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。